

介護医療院サービス利用契約書

介護保険法の介護医療院サービスについて次の通り契約いたします。

第1条【契約の目的】

- 1 行徳中央介護医療院（以下「事業者」とする）は、長期にわたる療養を必要とする要介護者である利用者に対し、介護保険法の趣旨に従い、ケアプランに基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、その他世話及び機能訓練、その他必要な医療を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指したサービスを提供することを目的とし、ここに必要事項を定めます。
- 2 利用者及び利用者を扶養する方（以下「保護者」とする）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを目的とします。

第2条【定義】

- 1 本契約において、以下に掲げる用語の意義は、それぞれ以下に定めるところによるものとします。ただし、介護保険法において使用されている用語と同一の用語については、介護保険法における意義と同一の意義を有するものとします。

- ①介護保険：介護保険法に基づく介護保険をさします
- ②基準：介護医療院の人員、設備及び運営に関する基準をさします
- ③ケアプラン：介護医療院における施設サービス計画をさします
- ④サービス：施設サービスおよびその他のサービスをさします
- ⑤施設：介護医療院をさします
- ⑥施設サービス：介護医療院サービスをさします
- ⑦その他サービス：本契約第7条に規定するサービスをさします
- ⑧法定代理受領サービス：基準第12条に規定するサービスをさします
- ⑨法令等：法令、通達及び監督官庁による指導をさします
- ⑩利用者：施設からサービスの提供を受ける者をさします
- ⑪保護者：
利用者本人がサービスの受領その他本契約に基づき行うべき行為に関する判断が出来ないと施設が認める場合に、サービスの提供に関する一定の事項に関する判断を行う権限を有し、かつ義務を負うこと、その他本契約に定める事項を行う者として本契約に署名または捺印したものをさします
- ⑫要介護度：要介護状態区分をさします

第3条【契約期間】

- 1 この契約期間は 契約締結日から、利用者ごとに定めた期日までとします。
- 2 前項に関わらず利用者と施設側が期間満了の日に先立つ1ヶ月前まで（それに先立ち要介護更新認定申請が行われる場合はそのときまで）に更新拒絶をしない場合には、本契約は同一の内容で自動的に更新されるものとします。
- 3 自動更新以外の場合（初回と更新拒絶の場合）において更新後の契約の期間は、利用者ごとに検討いたします。

第4条【施設の基本的義務】

- 1 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努めます。
- 2 利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、心身の状態を踏まえて適切な療養を行います。
- 3 介護保険法その他の法令及び本契約を遵守します。
- 4 善良な管理者の注意に基づきサービスを提供します。

第5条【利用者の基本的義務】

- 1 利用者はサービスの提供を受けるにあたり、介護保険法及び本契約、管理者の指示、施設の運営規定を遵守するものとします。

第6条【施設サービス提供の方法】

- 1 利用者に対して提供する施設サービスは、別紙「重要事項説明書」の通りとします。但し、施設は施設サービス提供を円滑に行う目的で、必要最低限の範囲で施設サービスの具体的な提供方法を選択できるものとします。
- 2 施設サービスの提供を開始するにあたり、書面により利用者の同意を得るものとします。
- 3 施設は、利用者に対し、施設サービスの提供に関する情報の開示に努めます。
- 4 施設は、利用者から法定代理受理サービス以外のサービスにかかる費用の支払を受けた場合、サービス提供証明書を交付します。

第7条【その他のサービス】

- 1 施設は利用者に対し、施設サービスのほか、以下に定めるその他のサービスを提供するものとします。
①ケアプラン作成サービス
- 2 施設は前項第1号の規定するサービスを行うにあたっては、利用者に対して説明し、同意を得るものとします。

第8条【サービスの変更】

- 1 施設は、ケアプラン作成後であっても、利用者について解決すべき課題に応じケアプランを変更し、施設サービスの変更をすることが出来るものとします。
- 2 利用者の要介護度が要介護更新認定により変更された場合、施設は施設サービスの変更をすることが出来るものとします。

第9条【相談・苦情の申し出】

- 1 利用者または保護者は、利用者が施設から受けるサービスに関して苦情がある場合、別紙「重要事項説明書」記載の苦情窓口に対して苦情の申し出ができるものとします。
- 2 前項の苦情の申し出があった場合、施設管理者はこれを誠実に受理し、申し出を行った者に対してその処理の結果を相当の時期までに通知するものとします。
- 3 利用者または保護者は、第1項 苦情の申し出のほか、他の公的、私的苦情処理システムの利用を妨げられないものとします。

第10条【緊急時の対応】

- 1 施設はサービスの提供にあたり、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急、やむをえない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないこととします。
- 2 前項において、利用者の行動を制限する行為を行う場合、事前または事後速やかに利用者及び保護者に対し、制限の方法、制限を必要とする理由を説明し、同意を得るものとします。
- 3 前項において利用者の行動を制限する行為を行ったとき、この行為により利用者に損害が発生した場合であっても、施設はその責任を負わないものとします。

第11条【財産の管理】

- 1 施設は本契約に基づき、利用者の財産を管理する義務を負わないものとします。

第12条【秘密保持】

- 1 施設従業者は、正当な理由無く業務上知り得た利用者・保護者・利用者家族に関する秘密を漏らさないこととします。
- 2 施設は、施設従業者が退職した場合、その者が前項の秘密を漏らさないよう必要な措置を講ずるものとします。
- 3 以下の各号に定める事由に基づく第1項の秘密の開示は、同項の規定する正当な理由がある場合に含まれるものとします。
 - ①居宅支援事業者、かかりつけ医または他の施設等、利用者が介護保険及び医療保険に基づく給付を受けるために必要なものへの開示。
 - ②法令上開示が要請される場合の開示。
 - ③裁判所、行政機関からの要請に基づく開示。
 - ④公知の事実の開示。

第13条【保護者の権利義務】

- 1 保護者は施設によるサービスの提供にあたり、施設が利用者本人がサービスの受領その他契約に基づき行うべき行為に関する判断が出来ないと認め、当該判断をするよう要求した場合は、保護者が必要な判断を行うものとします。
- 2 前項において利用者に民法の規定する後見人が存在し、保護者の有する権限と後見人が有する権限が接触する場合には、後見人の権限が優先するものとします。
- 3 前項において保護者・後見人が複数人いる場合、そのうち1名の判断をもって最終的な判断をすることとします。
- 4 保護者の判断に基づいて施設が行った行為により、利用者に損害が発生した場合であっても施設はその責任を負わないものとします。

第14条【損害賠償】

- 1 施設は利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合、利用者に対して損害の賠償をするものとします。
- 2 利用者及び保護者は施設に対して賠償すべき事由が存在する場合、施設に対して損害の賠償を請求するものとします。

第15条【利用者からの解除】

- 1 利用者及び保護者は当施設に対し、退院の意思表示をすることにより本契約を解除できるものとします。
- 2 利用者及び保護者は施設に以下の各号に定める事由が生じた場合、施設に催告することなく本契約を解除することが出来るものとします。
 - ①施設が病院開設の許可を取り消されたこと。
 - ②施設がある病院を開設している医療法人（またはその他の法人）が業務を停止、または設立許可を取り消されたこと。
 - ③施設が介護保険法に基づく指定を取り消されたこと。
- 3 利用者及び保護者は、施設に以下の各号に定める事由が生じた場合、施設に通知を行い、通知後5日間を経過しても当該事由が解消されていないときには、本契約を解除することが出来るものとします。
 - ①施設が合理的な期間内にサービスを提供しないこと。
 - ②施設が本契約の重要な義務に違反したこと。
 - ③施設従業者による利用者または保護者に対する暴力、その他利用者または保護者の権利を侵害する行為があったこと。
- 4 第3項の場合、利用者及び保護者は本契約を解除するとともに施設に対して損害賠償を請求することが出来るものとします。ただし、第2項3号（指定の取り消し）のうち、施設サービスに従事する従業員の人員が厚生労働省令で定める員数を満たすことが出来なくなったことおよび、基準に従って適正な施設の運営をすることが出来なくなったことに基づく指定の取り消しの場合はこの限りでないこととします。
- 5 第2項及び第3項の指定に関らず、利用者はいつでも本契約を解除することが出来るものとします。ただし、利用者は施設に対して解除に先立ち、別に定める書面により1ヶ月前まで（それに先立ち要介護更新申請が行われた場合はそのときまで）に通知することをようするものとします。
- 6 第4項の規定に関らず、前項の場合、利用者は解除とともに損害賠償請求は出来ないものとします。

第16条【施設からの解除】

- 1 当施設は利用者に対して以下の各号に定める事由が生じた場合、利用者に催告することなく本契約を解除することが出来るものとします。
 - ①利用者が施設または施設従業者に対し著しい損害を及ぼし、または施設の信用を著しく害した場合。
 - ②利用者の病状、心身状態が著しく悪化し、当施設での適切な介護保険施設サービスの提供を超えると判断され、他病院へ入院となった場合。
 - ③利用者が要介護施設において要介護度が改善され、居宅において生活できると判断された場合。
 - ④利用者が要介護状態を取り消されたこと。
 - ⑤利用者または保護者が施設に対して提供した情報に重大な虚偽があったこと。
 - ⑥本契約締結後、利用者が重大な犯罪行為を行い、または犯罪行為を繰り返して行ったこと。

- 2 当施設は利用者に以下の各号に定める事由が生じた場合、利用者に対して通知を行い、通知後1ヶ月を経過しても当該事由が解消されていないときは本契約を解除できるものとします。
 - ①利用者及び保護者が本契約に定める利用料金の支払を2ヶ月連続して遅滞し、その支払を督促したにもかかわらず、支払が行われていない場合。(この場合、保護者が本契約に基づき保証していると否を問わないものとします)
 - ②利用者が他の利用者に対して著しく迷惑を及ぼす行為を行ったこと。
 - ③利用者が本契約の重要な義務に違反したこと。
- 3 第2項の場合、施設は本契約を解除するとともに利用者及び保護者に対して損害賠償を請求する事ができるものとします。

第17条【記録】

- 1 当施設は利用者のサービス提供記録及びカルテを作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。
- 2 利用者等は、介護サービス等の開示請求を求める事ができるものとします。

第18条【支払の方法】

- 1 請求
サービス利用料は月末締めで計算し、翌月10日過ぎに郵送もしくはFAXにて請求書をお送りします。
- 2 支払い方法
指定口座への振込みもしくは引き落としとなります(利用者様のお名前で27日までにお振込み下さい)
- 3 支払遅延に対する措置
上記の方法による支払がなく、1ヶ月以上停滞し、その支払を督促したにも関わらず2週間以内にお支払がない場合には、利用者保護者の責任においてお支払いいただきます。
なお、お支払なき場合には、別紙契約書に定めるようご退院いただくこととなります。

第19条【契約の終了】

- 1 以下の各号に定める事由が生じた場合、本契約は当然に終了するものとします。
 - ①施設である病院が閉鎖を決定した場合。
 - ②施設である病院を開設する法人が解散を決定し、または施設である公的医療機関について設置の終了の決定がなされた場合。
 - ③第2項の規定に基づく本契約の解除がなされた場合。
 - ④利用者の要介護認定が取り消し以外の理由により終了した場合。
 - ⑤利用者が要支援認定を受けたこと、または要介護状態となるおそれがある場合と判断されなかった場合。
 - ⑥利用者が医療保険適用施設へ入院し、または他の介護保険施設へ入院・入所した場合。
 - ⑦利用者が死亡した場合。
- 2 前項の場合において利用者に施設に対する未払いの債務があるとき、当該責務は本契約の終了時点で支払時期が到来するものとします。

- 3 第1項に関らず、第11条：秘密保持、第13条：損害賠償、第22条：裁判管轄の各条項は本契約終了後も存続し、その他の条項に基づく権利義務は終了後の必要な手続きを取るために必要な範囲に限り存続するものとします。

第20条【退院】

- 1 利用者は本契約が終了した場合、すみやかに退院するものとします。
- 2 利用者の退院後1ヶ月を経過しても利用者または保護者が施設で保管する物品を取りに来ない場合、施設が当該物品を処分しても異議は申し述べないものとします。
- 3 施設は利用者の退院にあたり、利用者が円滑な退院（施設の変更による場合を含むものとする）を行えるようにするため、必要な協力をするものとします。
- 4 保護者は利用者の退院にあたり、利用者が円滑な退院を行えるようにするために十分な協力をするものとします。

第21条【届出事項の変更】

- 1 利用者及び保護者は、住所・連絡先その他の施設に届け出または通知している事項に変更があった場合、遅滞無くその旨を届け出るものとします。

第22条【契約の変更】

- 1 本契約は、利用者、保護者および施設の署名または記名捺印した書面による合意がある場合に限り、法令等に適合する範囲内で変更する事が出来るものとします。但し、利用者または保護者の権利義務に関わらない部分に関する変更は、それぞれ保護者と施設または利用者と施設の署名または記名捺印した書面による合意によって、法令等に適合する範囲内で変更が出来るものとします。

第23条【裁判管轄】

- 1 本契約に関する一切の紛争の解決は、施設の所在地を管轄する裁判所を第1審の専属管轄裁判所とします。

第24条【協議】

- 1 本契約に定めない事項、または本契約の解釈に関して疑問が生じた場合の取り扱いについては、介護保険法令の定めるところにより、利用者、保護者、施設は誠実に誠意を持って協議して解決を図るよう努めるものとします。